特定口座開設届出書のご記入例　**※赤枠内をご記入ください。**

全て自書でお願いいたします

お書きいただく書類は
3ページ目にございます

特定口座開設届出書

（ 兼 特定管理口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書
兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始・終了届出書 ）

口座番号	扱者

アイザワ証券株式会社　御中

（西暦）　年　月　日

ご住所	〒　—	TEL　—　—	お届印
	（フリガナ）		
ご氏名	（フリガナ）	生年月日 □大正 □昭和 □平成 □令和　年　月　日	

「源泉徴収を選択する」を選択された場合は、上場株式等の配当金を「受入れる」「受入れない」を忘れずにご選択ください。

※「上場株式等の配当金を受入れる」をご選択されると、1年間の「上場株式等の譲渡損失」と特定口座で受入れた「上場株式等の配当金」で損益通算が行われます。

なお、日本株式の配当金で本制度を利用するためには、配当金を証券会社で受取る「株式数比例配分方式」をご登録いただく必要がございます。株式数比例配分方式をご希望されるお客様は、別途「株式配当金振込指定書」でのお手続きが必要となりますのでご請求ください。

□ 所得税及び地方税の源泉徴収を選択する。

- □ 上場株式等の配当金等を受入れる
- □ 上場株式等の配当金等を受入れない

※株式数比例配分方式（源泉徴収あり→上場株式等の配当金を受入れる）をご選択の場合は、弊社お取引口座にお預りする上場株式等の数量に応じた配当金を同口座内でお受取りいただき、上場株式等の譲渡損失との損益通算を行います。

□ 所得税及び地方税の源泉徴収を選択しない。

個人番号（12桁）	□ 個人番号の告知・本人確認書類の提示済み（この場合、下欄への個人番号の記載は不要です）

【社用欄】

特定口座及び特定管理口座を開設する営業所等および、特定上場株式配当勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所	部店名：アイザワ証	営業所等の受付印
	所在地：	

2015年10月から、住民票のご住所に個人番号（マイナンバー）が記載された「通知カード」が簡易書留にて郵送されています。

入力日		確認書類の名称	住所等確認書類の名称
		□ 個人番号登録済 □ 個人番号カード	

<ご提出いただく書類>

① 特定口座開設届出書
② 個人番号（マイナンバー）確認書類
③ 本人確認書類

詳しくは2ページ目をご覧ください

● 個人番号（マイナンバー）確認書類、本人確認書類として、それぞれ以下の書類をご用意ください。

2020年5月から交付される「個人番号通知書」はご利用いただけません。

個人番号（マイナンバー）確認書類

個人番号カード
※両面コピー

＋ 本人確認書類として
下記の本人確認書類一覧から
1点ご提出ください

住民票の写し
（個人番号の記載あり）
※発行後6ヶ月以内の原本、コピー不可

＋ 本人確認書類として
下記の本人確認書類一覧から
1点ご提出ください

住民票の記載事項証明書
（個人番号の記載あり）
※発行後6ヶ月以内の原本、コピー不可

＋ 本人確認書類として
下記の本人確認書類一覧から
1点ご提出ください

通知カード
※表面コピー（「転居記録」が記載されている場合は、裏面もコピーしてください）
※記載項目（住所、氏名、生年月日、個人番号）に変更のないもの、もしくは変更手続きが完了しているものに限ります。

＋ 本人確認書類として
下記の本人確認書類一覧から
2点ご提出ください

本人確認書類

本人確認書類一覧

・運転免許証（コピー）※ 1
・平成24 年4 月1 日以降の運転経歴証明書（コピー）※ 1
・印鑑登録証明書（コピー不可、発行後6 か月以内）
・住民票の写し（コピー不可、発行後6 か月以内）※ 2
・住民票の記載事項証明書（コピー不可、発行後6 か月以内）※ 2
・各種保険証（コピー、有効期限内）※ 3

※ 1　裏面に変更事由や現住所の記載がある場合は両面のコピーをご提出ください。
※ 2「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」は併用での受付はできません。
また個人番号の「記載あり」と「記載なし」の併用も受付できません。
※ 3　裏面に変更事項や現住所の記載がある場合は両面のコピーをご提出ください。
氏名、現住所、生年月日が記載されている各ページをコピーしてください。
また、お客様にて記載されている被保険者等記号・番号、及び保険者番号を黒塗りする等を行っていただきますようお願いいたします。
（被保険者等記号・番号、及び保険者番号以外は黒塗りしないようお願いいたします）
なお、お客様が黒塗りする等を行っていただいていない場合には、当社において黒塗り等の措置を行わせていただきます。

※その他の本人確認書類につきましては、担当部店またはコールセンターまでお問い合わせください。

特定口座開設届出書

（ 兼 特定管理口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書
兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始・終了届出書 ）

部店	口座番号	扱者

アイザワ証券株式会社　御中

（西暦）　　年　　月　　日

ご住所	〒　　―	TEL　　―　　―	お届印
	（フリガナ）		
ご氏名	（フリガナ）	生年月日 □大正 □昭和 □平成 □令和　年　月　日	

● 特定口座開設届出書・特定管理口座開設届出書

私は、租税特別措置法第３７条の１１の３第１項又は第２項及び同法第３７条の１１の２第１項又は第２項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第２５条の１０の２第５項及び同令第２５条の９の２第８項の規定により、この旨届出ます。

なお、租税特別措置法第３７条の１１の２第１項の内国法人の株式又は公社債を特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は特定管理口座に保管の委託を行うものとし、特定管理株式保管委託契約は約款によるものとします。

☑ 特定保管勘定　（現物取引の特定口座）

☑ 特定信用取引勘定　（信用取引の特定口座）

※特定信用取引勘定は、信用取引口座を開設済のお客様のみ設定しますので、信用取引口座未開設のお客様の☑は無効とさせていただきます。

●特定口座源泉徴収届出書・源泉徴収選択口座内配当等受入開始・終了届出書　（選択する方の□にレ印をお付けください）

私は、租税特別措置法第３７条の１１の４第１項の規定の適用を受けたいので、この旨お届けします。なお、この届出は、私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出ない限り、引続き提出があったものとして取扱ってください。

また、貴社が支払いの取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第３７条の１１の６第１項の適用を受けたいので、同法第２項の規定に基づきこの旨届け出ます。

なお、貴社が支払いの取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめる場合は、租税特別措置法第３７条の１１の６第３項の規定に基づきこの旨届け出ます。

□ 所得税及び地方税の源泉徴収を**選択する**。

→ □ 上場株式等の配当金等を受入れる

→ □ 上場株式等の配当金等を受入れない

※株式数比例配分方式（源泉徴収あり→上場株式等の配当金を受入れる）をご選択の場合は、弊社お取引口座にお預りする上場株式等の数量に応じた配当金を同口座内でお受取りいただき、上場株式等の譲渡損失との損益通算を行います。

□ 所得税及び地方税の源泉徴収を**選択しない**。

個人番号（12 桁）	□ 個人番号の告知・本人確認書類の提示済み（この場合、下欄への個人番号の記載は不要です）

【社用欄】

特定口座及び特定管理口座を開設する営業所等および、特定上場株式配当勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所	部店名：**アイザワ証券株式会社** 所在地：

営業所等の受付印

入力日	

印鑑照合	内管責任者	入力	確認

確認書類の名称
□ 個人番号登録済
□ 個人番号カード
□ 通知カード
□ 住民票の写し（個人番号記載あり）
□ 住民票の記載事項証明書（個人番号記載あり）

住所等確認書類の名称

202110 版